

訪問看護リベル 小田原 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社リベルケア（以下「事業者」という。）が運営する訪問看護リベル 小田原(以下「事業所」という。)が行う、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）であって、主治医が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称及び所在地)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称： 訪問看護リベル 小田原
- ② 所在地： 神奈川県小田原市久野849-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次の各号のとおりとする。

- ① 管理者：1名

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。また、主治医の指示に基づき訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行うものとする。

- ② 保健師、看護師又は准看護師：常勤換算2.5名以上

医師の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等を行う。

（准看護師は訪問のみとする）

(営業日及び営業時間等)

第5条 営業日及び営業時間は次の各号のとおりとする。

- ① 営業日：365日無休
- ② 営業時間：午前8時30分～午後5時30分
(ただし、サービス提供は24時間対応)

その他、常時24時間利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(指定訪問看護等の内容等)

第6条 指定訪問看護等は、次の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- ① 指定訪問看護等は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医意見書に基づき、訪問看護計画等に沿って実施するものとする。
- ② 指定訪問看護等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
- ③ 指定訪問看護等の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害、全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ リハビリテーション
- ⑤ ターミナルケア、認知症患者の看護
- ⑥ 療養生活への指導・助言等
- ⑦ カテーテル等の交換・管理
- ⑧ その他在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告第127号)」(以下「予防算定基準」という。)に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- ① 訪問看護等と連携して行われる死後の処置料 20,000円
- ② 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。

なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり30円

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、

支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常事業を実施する地域）

第8条 通常事業を行う地域は、小田原市 区域。

（事業提供に当たっての留意事項）

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

指定訪問看護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。

指定訪問看護等の提供を行う職員は、当該看護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

（緊急時における対応方法）

第10条 職員は、指定訪問看護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。

報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

（事故発生時の対応）

第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録することとする。

事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理等）

第12条 事業者は、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

- 第13条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(職員の研修)

- 第14条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。
- ① 採用時研修 採用後1か月以内に実施
 - ② 継続研修 年1回以上実施

(記録の整備)

- 第15条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- ① 主治医の指示書
 - ② 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
 - ③ 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
 - ④ 提供した具体的サービス内容等の記録
 - ⑤ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - ⑥ 苦情の内容等に関する記録
 - ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - ⑧ 身体拘束に関する記録
- 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(衛生管理等)

- 第16条 事業所は、その利用者の使用する食器その他設備、食材及び飲料について、衛生的な管理を行うなど衛生上必要な措置を講じるように努める。
- ① 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。
 - ② 医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込む等して処理する。
 - ③ 職員に対し年1回の健康診断等を実施し、健康状態について把握する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年2回以上定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。また、虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- ④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者・窓口を置く。
- ⑤ 虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び責任者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ⑥ 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- ⑦ 利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度等の利用を支援する。

(身体拘束防止のための措置に関する事項)

第18条 事業者は、利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。ただし、利用者等の生命又は身体に危険がある場合、緊急をやむを得ない場合は、次の通り対応する。

- ① 緊急をやむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容・目的・理由・拘束の期間等を説明し、同意を得たうえで行う。
- ② やむを得ず身体拘束を行うときには、カンファレンス等で事業所として慎重に検討し、決定する。基本的に職員の個人的判断で行わない。
- ③ 拘束期間中はその態様、時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残す。また、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。
- ④ 必要に応じて、高齢者虐待相談窓口（市区町村窓口、地域包括支援センター）等の行政に相談、報告し、関係する機関と連携してケアについて様々な視点からアドバイスや情報を得るよう努める。

(医療デジタルトランスフォーメーションの推進)

第19条 事業者は、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を整え、居宅同意取得型のオンライン資格確認等のシステムにより、初回訪問時等に利用者の診療情報・薬剤情報を取得・活用して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を行う。

附 則

本規定は、令和7年9月1日から施行する。